

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	新琴似屯田兵中隊本部管理業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	新琴似屯田兵中隊本部保存会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、新琴似開拓に関する歴史を伝えるための施設である新琴似屯田兵中隊本部について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら受付案内等の管理を行うものである。 新琴似屯田兵中隊本部保存会は、新琴似開拓に関する歴史を後世へ伝承すること、文化財としての当該施設の保存を目的に組織されている。また、館内の展示資料については、その多くが同保存会所有の屯田兵に関する資料であり、指定文化財である建造物を活用し、当時の様子をうかがえる資料をもとに開拓の歴史を後世に伝える役割に大きく貢献している。 このことから、新琴似開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号